

証券コード 6580
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
株 式 会 社 ラ イ ト ア ッ プ
代表取締役社長 白 石 崇

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁）に従いまして、2021年6月22日（火曜日）午後7時までに「議決権行使書が到着するようご送付」又は「インターネットでのご入力を完了」くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午後2時 （受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー 32階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさせていただく可能性があります。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。また、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.writeup.jp/>）にてお知らせいたします。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.writeup.jp/>）に掲載させていただきます。

○総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月23日（水曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後7時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（各10票）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封の
見本
回答例

○○○○○○○

→ こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> **賛** に○印
- 全員反対の場合 >> **否** に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> **賛** に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> **賛** に○印
- 反対の場合 >> **否** に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

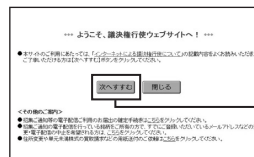
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

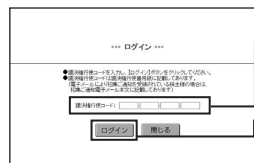
議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

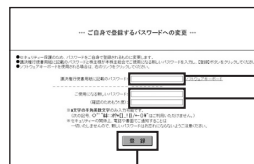
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

東京証券代行業株式会社

電話：0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

■ インターネットによる同時中継のご案内

株主総会の模様をインターネットにより同時中継いたします。

公 開 日 時	2021年6月23日（水曜日）午後2時より
同時中継URL	

○パソコン、スマートフォン又はタブレット端末にてご視聴される株主様は上記URLにアクセスしてください。

○パスワードを入力する画面が表示されますので、下記のパスワードをご入力ください。

パスワード	
-------	--

<同時中継ご視聴にあたっての注意事項>

○ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。

○ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。

○同時中継をご視聴される株主様は株主総会当日の決議に参加いただくことはできません。本招集ご通知3頁記載のいずれかの方法により事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。

○同時中継をご視聴される株主様からはご質問及びご意見をお受けすることができません。

○撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。

○パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

○ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣言発出に伴う個人消費の大幅な低迷など経済活動の停滞が長期化し、極めて厳しい状況となりました。また、感染再拡大の影響もあり本格的な回復には至っておらず、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社は、在宅勤務や時差出勤の実施など新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、「全国、全ての中小企業を黒字にする」という理念に基づいて各事業を展開してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は2,134,125千円（前事業年度比15.3%増）、営業利益は602,563千円（同133.9%増）、経常利益は596,251千円（同132.7%増）、当期純利益は431,083千円（同180.4%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当事業年度より、事業環境の変化に伴い、実態に即した名称にするため、従来の「クラウドソリューション事業」から「DXソリューション事業」にセグメント名称を変更しております。この報告セグメントの名称変更がセグメント情報に与える影響はありません。

DXソリューション事業におきましては、パートナー企業と共同で実施するIT・人材・マーケティング関連商材の共同開発、共同仕入れ及びそれら企業への営業支援を行っている「JDネット」サービスと、経営課題解決エンジン「Jエンジン」を主軸にIT・人材・マーケティング・資金確保の4つの視点から経営課題の解決施策を提案するコンサルティングサービスを展開してまいりました。

当事業年度は、従来より実施していた金融機関等との共同開催による経営支援セミナーを実施できなかったことから、「Ｊエンジン」領域のコンサルティング受注が減少いたしました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による公的支援制度の活用ニーズの高まりを受け、補助金・助成金自動診断システム「Ｊシステム」のＯＥＭ提供が堅調に進捗いたしました。「ＪＤネット」においては、業態転換を図る企業が増加したことから、新規パートナー企業の加入が増加傾向にあります。また、各種経営支援セミナーをオンラインセミナーに変更して実施したことにより、集客・開催コスト等を大幅に削減することができました。

この結果、同セグメントの売上高は1,781,766千円（前事業年度比22.2%増）、セグメント利益は746,770千円（同75.9%増）となりました。

コンテンツ事業におきましては、業種や規模を問わず、様々な企業の「メール・Webマーケティング」等の企画制作の受託サービスを展開しており、市場環境の変化に合わせてサービスの受注拡大と生産性向上に努めてまいりました。当事業年度は、メール分野は堅調でしたが、ソーシャルメディア分野及びコンテンツ分野においては新型コロナウイルス感染症拡大により受注件数の減少や制作リードタイムの長期化等の影響を受ける中で諸経費の削減に努めてまいりました。

この結果、同セグメントの売上高は352,358千円（前事業年度比10.4%減）、セグメント利益は101,620千円（同28.2%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第19期 (2020年3月期) (前事業年度)		第20期 (2021年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ＤＸソリューション事業	1,458,256千円	78.8%	1,781,766千円	83.5%	323,510千円	22.2%
コンテンツ事業	393,365	21.2	352,358	16.5	△41,007	△10.4
合計	1,851,621	100.0	2,134,125	100.0	282,503	15.3

- ② 設備投資の状況
当事業年度に実施しました設備投資の総額は、5,055千円であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2018年3月期)	第18期 (2019年3月期)	第19期 (2020年3月期)	第20期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	1,606,677	1,612,993	1,851,621	2,134,125
経 常 利 益(千円)	423,924	264,555	256,272	596,251
当 期 純 利 益(千円)	292,878	191,931	153,730	431,083
1株当たり当期純利益 (円)	54.60	34.10	29.41	82.43
総 資 産(千円)	1,344,240	1,811,417	1,982,379	2,505,085
純 資 産(千円)	988,889	1,467,657	1,622,154	2,052,924
1株当たり純資産 (円)	184.35	280.87	310.15	392.54

- (注) 1. 当社は、2018年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、2018年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、2021年2月12日開催の当社取締役会決議に基づき、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内の経済・市況につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が開始されるなど緩やかに収束に向かう傾向が見られるものの、しばらくは経済の低迷が続くものと予想され、当社の中心顧客層である中小・零細企業の経営にも甚大な影響を及ぼすことが予想されます。しかし、そのような環境だからこそ公的支援制度の活用ニーズ、リモートワークやWeb商談のためのITツールへのニーズ、インターネット広告市場など、当社が得意とする分野での需要はますます拡大していくものと予想しております。

このような環境の下、当社は中長期的な会社の成長と企業価値の向上及びその最大化を実現するために、以下の点を主な経営課題と捉えております。

① DXソリューション事業における取組について

a. 商材供給の安定化及び品質の維持について(JDネット)

創業以来のコンテンツ事業のノウハウを活かし、商材や自社メディア・サービスの企画開発を行っております。当社で取り扱う商材は、ターゲットユーザーが中小・零細企業であり、機能面では限定されているが安価で使いやすいことが必要なため、価格と質を維持しながら安定的に商材供給を実現することが事業規模拡大の課題です。当社は自社開発にこだわらず、パートナー企業や外部のサービス提供企業とも協力し、安定的な商材供給を確保するように努めております。

また、パートナー企業の満足度向上のためには商材の品質確保が必要になります。取り扱う商材は自社にて動作確認を行い、不具合の発生等を最小限に抑制するように努めております。今後は、更なる品質の向上を実現することが当社の事業拡大のため必要であると考えております。

b. パートナー企業数の適切な拡充とフォロー強化について(JDネット)

参加パートナー企業数の増大はJDネット登録料売上、営業支援売上、商材売上の増加につながります。一方で、パートナー企業の多くは既存事業の顧客に対して更なる提案を行うために当社の商材を求めており、パートナー企業の無制限な拡大はパートナー企業が抱える既存顧客への過度な営業や奪い合いなどのトラブルを引き起こします。また、当社による販促支援の人的稼働も有限であることから、満足度の低下をもたらす可能性もあります。そのため、パートナー企業の募集に関しては、地域や業種を加味し適切に拡充することに努めております。また、既存パートナー企業に対しては営業同行や商材の勉強会等の開催によるフォローを定期的に行っております。

今後、パートナー企業による商材売上を増加させるためには、新規参加社数の確保だけでなく、既存パートナー企業へのフォローに関しても、体制の強化とともに、より効率的な営業支援方法の確立が必要であると考えております。

c. 土業活用支援サービスの推進について（Jエンジン）

同サービスを顧客企業に提供するにあたって、土業リソースを活用した政府及び地方自治体の中小企業向けの公的支援制度の活用を推奨しております。よって今後、制度の活用に関係する法律、税制等の改正や各種制度に関する政府及び地方自治体の施策に重要な変更があった場合、影響を受ける可能性があります。そのような事態に対処するため、本サービスでは、公的支援制度活用以外にも、地方銀行・信用金庫を中心に金融機関と連携した顧客の資金面を支援する体制づくり及び顧客企業の固定費等を削減し資金確保を実現するためのコスト削減商材の拡大に努めております。

② コンテンツ事業における取組について

a. ソーシャルメディアやデバイスの変化への対応について

当社は、今後の事業拡大において、新たなソーシャルメディアの出現、スマートフォンやタブレット端末等の新しいデバイスの出現等にみられるインターネット市場におけるトレンドを常に把握しながら、顧客のマーケティングニーズへの対応を図ることが重要と考えております。そのため、新たなソーシャルメディアやその活用方法に関して、企画から制作、運用までを一貫して展開できるサービス体制の強化を引き続き図っていく方針であります。

b. DXソリューション事業との連携強化について

DXソリューション事業では、全国のパートナー企業による販売網を構築し、Webマーケティングに関する商材等を販売しております。当社としては首都圏以外の地域に大きな潜在的な需要があると思込んでおり、コンテンツ事業の売上高向上には、現状、大手広告代理店との連携が主要ですが、DXソリューション事業との連携強化による全国展開も必要と考えております。そのために、コンテンツ事業の商材をパートナー企業にも展開していく方針であります。

③ 新規事業の展開について

当社の主要事業であるDXソリューション事業では、販売代理店であるパートナー企業に安価で利益率の高い経営支援・Web活用支援に関する商材を提供しておりますが、パートナー企業にも様々な特性とニーズがあるため、パートナー企業にとって有益な価値を提供する新規事業の展開が今後の事業規模拡大につながると考えております。そこで、DXソリューション事業拡大のため、中小企業の販売力強化を目的とした採用や教育支援等を行う人材事業領域の事業展開を検討しております。

④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化について

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる人材を十分に確保していくことが重要であると考えております。ソーシャルメディアと親和性が高いと考えられる新卒採用に注力するとともに、高い専門性を有する人材及び管理職の獲得のため中途採用にも取り組んでおります。

また、事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理部門の人員についても必要に応じて強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	事業内容
DXソリューション事業	企業向け研修の企画・販売、SEO・Webマーケティングツール等の販売及び販売権の提供などITを活用した中小企業向け経営コンサルティングサービス
コンテンツ事業	メールマーケティング支援サービス、ソーシャルメディア活性化支援サービス、コンテンツ制作サービス

(注) 当事業年度より、事業環境の変化に伴い、実態に即した名称にするため、従来の「クラウドソリューション事業」から「DXソリューション事業」にセグメント名称を変更しております。この報告セグメントの名称変更がセグメント情報に与える影響はありません。

(6) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
D X ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	58 (17) 名	－ (7名増)
コ ン テ ン ツ 事 業	24 (－)	2名増 (3名減)
全 社 (共 通)	8 (2)	2名増 (－)
合 計	90 (19)	4名増 (4名増)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90 (19) 名	4名増 (4名増)	32.6歳	4.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、() 内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む）の年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当事業年度より、事業環境の変化に伴い、実態に即した名称にするため、従来の「クラウドソリューション事業」から「DXソリューション事業」にセグメント名称を変更しております。この報告セグメントの名称変更がセグメント情報に与える影響はありません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,903,000株
- (3) 株主数 1,834名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
白 石 崇	1,219,210	46.62
株 式 会 社 S B I 証 券	95,100	3.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	84,100	3.21
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	76,704	2.93
株 式 会 社 チ ェ ン ジ	58,060	2.22
楽 天 証 券 株 式 会 社	50,100	1.91
ラ イ ト ア ッ プ 従 業 員 持 株 会	43,100	1.64
三 田 証 券 株 式 会 社	39,200	1.49
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	31,300	1.19
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	30,700	1.17

(注) 1. 当社は、自己株式を288,052株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2016年6月28日
新株予約権の数		80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 48,000株 (新株予約権 1 個につき 600株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 1		新株予約権 1 個当たり 100,200円 (1 株当たり 167円)
権利行使期間		2018年6月30日から 2026年6月28日まで
行使の条件		(注) 2
役 員 状 況 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 48,000株 保有者数 3名
	監 査 役	—

- (注) 1. 当社は2016年11月26日付で普通株式 1 株につき100株、2018年 2月16日付で普通株式 1 株につき 3 株、2021年 4月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。これにより、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。
2. 権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	白 石 崇	
取 締 役	村 越 亨	管理部門担当
取 締 役	佐 藤 寛 信	コンテンツ事業部門担当
取 締 役	吉 本 信 治 郎	DXソリューション事業部門担当
取 締 役	吉 川 浩 永	合同会社HY 代表社員
取 締 役	原 大 二 郎	ライジング法律事務所 パートナー 株式会社ゼネラル・オイスター 社外取締役（監査等委員） 株式会社ディマージシア 監査役
常 勤 監 査 役	細 川 幸 一 郎	
監 査 役	大 雲 卓 雄	大雲司法書士事務所 所長 株式会社INDUSTRIAL-X 監査役
監 査 役	本 行 隆 之	シロウマサイエンス株式会社 取締役 のぞみ監査法人 代表社員 Hamee株式会社 監査役 大江戸温泉リゾート投資法人 監督役員 株式会社Stand by C京都 代表取締役 株式会社NHKビジネスクリエイト 監査役 株式会社みらいワークス 監査役 株式会社NHKアート 監査役 株式会社インキュリオン・グループ 監査役

- (注) 1. 取締役吉川浩永氏及び原大二郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役細川幸一郎氏、大雲卓雄氏及び本行隆之氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役細川幸一郎氏及び監査役本行隆之氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役吉川浩永氏及び原大二郎氏、常勤社外監査役細川幸一郎氏、社外監査役大雲卓雄氏及び本行隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 等 報 酬	非 金 銭 等 報 酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	43,956 (3,600)	43,956 (3,600)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,960 (9,960)	9,960 (9,960)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	53,916 (13,560)	53,916 (13,560)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2007年5月29日開催の第5期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2018年2月15日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。
4. 取締役会は、代表取締役白石崇に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社全体の経営状況等を最も熟知しており総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役吉川浩永氏は、合同会社HYの代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。
 - ・ 取締役原大二郎氏は、ライジング法律事務所のパートナー、株式会社ゼネラル・オイスターの社外取締役（監査等委員）及び株式会社ディマージシアの監査役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。
 - ・ 監査役大雲卓雄氏は、大雲司法書士事務所の所長及び株式会社INDUSTRIAL-Xの

監査役でありますが、当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係は有しておりません。

- ・監査役本行隆之氏は、株式会社S t a n d b y C 京都の代表取締役、シロウマサイエンス株式会社の取締役、H a m e e 株式会社、株式会社NHKビジネスクリエイト、株式会社みらいワークス、株式会社NHKアート及び株式会社インフキュリオン・グループの監査役、のぞみ監査法人の代表社員、大江戸温泉リート投資法人の監督役員でありますが、当社と各兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係は有しておりません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉 川 浩 永	同氏は社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、企業経営者の観点から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
取締役	原 大 二 郎	同氏は社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法令・コンプライアンスを意識する助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
監査役	細 川 幸 一 郎	常勤監査役として、書類の閲覧や業務及び財産の状況を調査するほか、内部統制システムの整備をはじめとする取締役等の職務執行を監視、検証しております。当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しており、各種法令や財務を主体とした立場から必要な発言を行っております。
監査役	大 雲 卓 雄	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しており、主に司法書士として培ってきた豊富な経験と知見から、適宜発言を行っております。
監査役	本 行 隆 之	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会13回のうち12回に出席しており、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と知見から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬	29,000千円
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬	1,820千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、PwCあらた有限責任監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両者で協議の上で監査報酬を決定しております。

(3) 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制の整備に関する助言・指導業務、及び収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンスポリシー（企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ii) コンプライアンス担当部署は役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うこと等により、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施される。また、文書管理規程などの社内規程に従って管理を行い、監査役の要求があった場合、取締役は速やかに当該情報・文書を提出するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 取締役会は、当社の損害を防止するため、別途「危機管理規程」を作成し、その規程に従ってリスク管理を行う。
- ii) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を経営会議で報告する。
- iii) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- iv) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに経営会議で報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 職務権限並びに意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、併せて運用状況を定期的に検証する。
- ii) 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門が内部監査を実施する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役を補助すべき使用人として、監査役会から要請がある場合に必要な人員を配置する。
- ⑥ 使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の任命、人事異動等の人事権に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - i) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員により違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - ii) 事業部門を統括する取締役は、監査役と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - i) 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - ii) 代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 法令及び定款に適合することを確保するための体制について
内部監査規程により計画された年間計画に基づき、監査役との連携のもとで定期監査を実施しております。各部署の法令、内部規程（規則）に則した職務執行状況を確認し、代表取締役に報告、必要に応じて業務の改善指導を実施しております。また、コンプライアンス相談窓口の設置による社内通報制度の運用も継続的に実施しております。

② 取締役の職務の執行について

取締役会規程に基づき、月1回の定時取締役会を開催しております。適宜臨時取締役会も開催し重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を実施しております。定時取締役会及び臨時取締役会の資料、議事録は「文書管理規程」に基づいて担当部署により作成され、セキュリティが保持された社内文書サーバー及び鍵付きキャビネットに保管されております。

③ リスク管理に関する規程その他の体制について

取締役会にて当社を取り巻くリスクを認識し、適切な対応によるリスクの軽減、予防について検討しております。また、リスク管理規程に基づき、リスク管理事務局を設置し、定期的なモニタリングを実施しております。

④ 監査役の監査、職務執行について

当社監査役は当社の定時及び臨時取締役会、その他重要な会議に出席し、当社に関する重要な事項の報告を受け、適宜助言・提言などを述べるとともに、月1回の監査役会を開催し当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。また、監査の担当部署と連携して監査を行うことで監査役監査の実効性確保を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,376,511	流 動 負 債	446,778
現金及び預金	1,936,486	買掛金	44,105
受取手形	15,898	リース債務	1,867
売掛金	371,833	未払金	69,382
商品	51,113	未払法人税等	133,310
仕掛品	2,574	前受金	144,182
貯蔵品	1,231	預り金	5,362
前払費用	36,058	その他の	48,566
その他の金	5,485	固 定 負 債	5,382
貸倒引当金	△44,169	リース債務	5,382
固 定 資 産	128,574	負 債 合 計	452,160
有形固定資産	12,234	(純 資 産 の 部)	
建物附属設備	28,252	株 主 資 本	2,052,924
減価償却累計額	△22,664	資 本 金	386,381
建物附属設備（純額）	5,588	資 本 剰 余 金	304,281
工具、器具及び備品	7,911	資 本 準 備 金	304,281
減価償却累計額	△7,692	利 益 剰 余 金	1,646,767
工具、器具及び備品（純額）	219	その他利益剰余金	1,646,767
リース資産	8,633	繰越利益剰余金	1,646,767
減価償却累計額	△2,206	自 己 株 式	△284,505
リース資産（純額）	6,426	純 資 産 合 計	2,052,924
無 形 固 定 資 産	13,921	負 債 純 資 産 合 計	2,505,085
ソフトウェア	13,921		
投資その他の資産	102,418		
長期前払費用	1,723		
敷金	78,630		
長期未収入金	103,367		
破産更生債権等	2,210		
繰延税金資産	22,064		
貸倒引当金	△105,577		
資 産 合 計	2,505,085		

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,134,125
売上原価	438,050
売上総利益	1,696,074
販売費及び一般管理費	1,093,511
営業利益	602,563
営業外収益	
受取利息	15
その他の	351
営業外費用	
支払利息	372
支払手数料	576
その他の	5,729
経常利益	596,251
特別損失	
投資有価証券評価損	10,000
税引前当期純利益	586,251
法人税、住民税及び事業税	165,290
法人税等調整額	△10,122
当期純利益	431,083

株主資本等変動計算書

(2020年 4月 1日から)
(2021年 3月 31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰 余 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	386,381	304,281	304,281	1,215,684	1,215,684	△284,191	1,622,154	1,622,154
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益				431,083	431,083		431,083	431,083
自己株式の取得						△313	△313	△313
当期変動額合計	－	－	－	431,083	431,083	△313	430,770	430,770
当 期 末 残 高	386,381	304,281	304,281	1,646,767	1,646,767	△284,505	2,052,924	2,052,924

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商 品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、売掛債権について売上計上からの経過期間に応じた過去の未入金実績や取引先毎の回収状況等を考慮して、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、各取引先の経営環境の変化や当社の債権回収活動の結果による入金状況の変化、又は将来の景気動向に重要な変動が生じた場合、これらの債権等の評価額に重要な影響を及ぼし貸倒引当金の金額が増減する可能性があります。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
149,747千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
22,064千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の評価に関する見積りは、貸借対照表日時点で適用されている税制や税率に基づいておりますが、(i) 当社の財務諸表及び税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こり得る税務上の結果についての当社の判断と見積り、(ii) 税制や税率の改正、(iii) 経済状況の悪化や計画未達により、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,903,000株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	287,923株	129株	一株	288,052株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 25,800株

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売掛金 32,129千円

貸倒引当金 45,859千円

その他 28,207千円

繰延税金資産小計 106,196千円

評価性引当額 △84,132千円

繰延税金資産合計 22,064千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

住民税均等割 0.1%

評価性引当額の減少 △3.4%

その他 △0.8%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.5%

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

賃貸物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金の返済日は1年以内となっておりますが、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各事業部からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,936,486千円	1,936,486千円	－千円
(2) 受 取 手 形	15,898	15,898	－
(3) 売 掛 金	371,833		
貸倒引当金（注）1	△44,169		
差 引	327,663	327,663	－
(4) 長 期 未 収 入 金	103,367		
貸倒引当金（注）2	△103,367		
差 引	－	－	－
(5) 破 産 更 生 債 権 等	2,210		
貸倒引当金（注）3	△2,210		
差 引	－	－	－
(6) 敷 金	78,630	78,904	274
資 産 計	2,358,679	2,358,953	274
(1) 買 掛 金	44,105	44,105	－
(2) 未 払 金	69,382	69,382	－
(3) 未 払 法 人 税 等	133,310	133,310	－
(4) リース債務 （1年内返済予定を含む）	7,250	6,979	△270
負 債 計	254,048	253,778	△270

(注) 1. 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 長期未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期未収入金及び(5) 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

- (6) 敷金

敷金の時価評価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務（１年内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. １株当たり情報に関する注記

- | | | |
|-----|--------------------|---------|
| (1) | １株当たりの純資産額 | 392円54銭 |
| (2) | １株当たりの当期純利益 | 82円43銭 |
| (3) | 潜在株式調整後１株当たりの当期純利益 | 81円71銭 |

(注) １． 2021年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

２． １株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

純資産の部の合計額	2,052,924千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る期末の純資産額	2,052,924千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた	5,229,896株
期末の普通株式の数	

3. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1 株当たり当期純利益

当期純利益	431,083千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	431,083千円
普通株式の期中平均株式数	5,229,987株

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益

普通株式増加数	45,637株
(うち新株予約権)	(45,637株)

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株
当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日付をもって株式分割及び定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式の分割を行うことにより、投資単位当たりの金額を引き下げ投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2021年3月31日(水曜日)最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

a 株式分割前の発行済株式総数	2,903,000 株
b 今回の分割により増加する株式数	2,903,000 株
c 株式分割後の発行済株式総数	5,806,000 株
d 株式分割後の発行可能株式総数	21,000,000 株

(3) 日程

効力発生日 2021年4月1日(木曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い2021年4月1日(木曜日)以降に行使する新株予約権の行使価額を以下のとおり調整いたします。

名称	決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	2016年6月28日	334円	167円

(6) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、「9. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年4月1日(木曜日)をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,500,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>21,000,000株</u> とする。

(3) 日程

効力発生日 2021年4月1日(木曜日)

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社ライトアップ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木直幸	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤仁	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライトアップの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月4日

株式会社ライトアップ 監査役会

常勤社外監査役 細 川 幸一郎 ㊞

社 外 監 査 役 大 雲 卓 雄 ㊞

社 外 監 査 役 本 行 隆 之 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	白 石 崇 (1973年12月30日生)	1997年 4 月 日本電信電話株式会社入社 2000年 4 月 株式会社ぷららネットワークス（現 株 式会社NTTぷらら） 出向 2001年 4 月 株式会社サイバーエージェント入社 2002年 4 月 有限会社ライトアップ（現 株式会社ライ トアップ） 設立 代表取締役社長（現任）	1,219,210株
2	村 越 亨 (1973年 3 月16日生)	1996年 9 月 吉田公認会計士事務所（現 湘南パート ナーズ税理士法人） 入社 2001年 3 月 トーメンサイバービジネス株式会社入社 2004年 9 月 同社 管理本部経理グループリーダー 2006年 5 月 当社入社 管理グループ マネージャー 2007年 5 月 当社取締役（現任） (担当) 管理部門担当	900株
3	佐 藤 寛 信 (1977年10月7日生)	2000年 4 月 フリーランスの新聞記者・ライターとし て活動 2005年 7 月 当社入社 2006年 9 月 当社エディトリアルグループマネージャー 2009年 9 月 当社取締役（現任） (担当) コンテンツ事業部門担当	600株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	よし もと しん じ ろう 吉 本 信 治 郎 (1976年2月15日生)	1999年 4 月 プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社（現 日本ア イ・ビー・エム株式会社）入社 2001年 4 月 株式会社ガーラ入社 2003年 12月 同社執行役員 2005年 10月 ソフトブレーン・サービス株式会社 執 行役員 2006年 5 月 当社監査役 2012年 6 月 当社取締役（現任） (担当) DXソリューション事業部門担当	一株
5	よし かわ ひろ なが 吉 川 浩 永 (1973年9月5日生)	2000年 6 月 株式会社オプト（現 株式会社デジタル ホールディングス）入社 2010年 1 月 同社執行役員 2013年 1 月 株式会社Consumer first 代表取締役 2015年 2 月 当社社外取締役（現任） 2017年 1 月 合同会社HY 代表社員（現任）	一株
6	はら だい じ ろう 原 大 二 郎 (1978年6月25日生)	2006年 10月 弁護士登録 2006年 10月 弘中総合法律事務所 入所 2009年 7 月 清水直法律事務所 入所 2015年 10月 ライジング法律事務所設立 パートナ ー（現任） 2016年 12月 当社社外取締役（現任） 2017年 12月 株式会社ゼネラル・オイスター 社外取 締役（監査等委員）（現任） 2019年 6 月 株式会社ディマージシェア 監査役（現 任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白石崇氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 吉川浩永氏及び原大二郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 吉川浩永氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該見識を活かして客観的な立場から経営全般に関する助言等をいただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- (2) 原大二郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該見識を活かして法令やコーポレートガバナンスに関する助言等をいただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 吉川浩永氏及び原大二郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって吉川浩永氏が6年4ヶ月、原大二郎氏が4年6ヶ月となります。
6. 当社は、吉川浩永氏及び原大二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、吉川浩永氏及び原大二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ほそ かわ こう いち ろう 細 川 幸 一 郎 (1949年2月19日生)	1973年4月 株式会社日刊スポーツ印刷社（現 株式 会社日刊スポーツPRESS）入社 2003年6月 同社取締役 2007年6月 同社顧問 2012年6月 当社監査役（現任）	一株
2	おお くも たく お 大 雲 卓 雄 (1976年1月17日生)	1999年11月 ベックワンパートナーズ総合事務所入 所 2000年3月 司法書士登録 2007年10月 大雲司法書士事務所開設（現任） 2012年6月 当社監査役（現任） 2020年10月 株式会社INDUSTRIAL-X 監査役（現任）	一株
3	※ の 野 むら とおる 野 村 透 (1960年8月19日生)	1984年4月 株式会社日刊スポーツ印刷社（現 株式 会社日刊スポーツPRESS）入社 1992年9月 株式会社セディック入社 2001年4月 日活株式会社入社 2007年6月 同社経理部長	一株

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 細川幸一郎氏、大雲卓雄氏及び野村透氏は、社外監査役候補者であります。

4. (1) 細川幸一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、株式会社日刊スポーツ印刷社での取締役を含む豊富な経験と、財務経理に関する高い見識を有しており、それらを当社の監査に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。

(2) 大雲卓雄氏を社外監査役候補者とした理由は、司法書士としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを当社の監査に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (3) 野村透氏を社外監査役候補者とした理由は、事業会社において経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、それらを当社の監査に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 細川幸一郎氏及び大雲卓雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって細川幸一郎氏が9年、大雲卓雄氏が9年となります。
6. 当社は、細川幸一郎氏及び大雲卓雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、野村透氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、細川幸一郎氏及び大雲卓雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、野村透氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の就任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人ハイビスカスを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の変更に
より、新たな視点で監査が期待できることに加えて、会計監査人としての品質管理体制、専門性、独
立性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われること
を確保する体制を整えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年4月30日現在)

名	称	監査法人ハイビスカス	
主たる事務所の所在地		札幌事務所 北海道札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 東京事務所 東京都渋谷区東2丁目23番3号	
沿	革	2005年12月 公認会計士5名により札幌に設立 2007年7月 東京事務所開設 2009年2月 公認会計士協会により上場会社監査事務所として登録 2016年2月 公認不正検査士協会 法人会員に登録	
概	要	構成人員 代表社員（公認会計士） 4名 社員（公認会計士） 9名 職員（公認会計士） 47名 （その他職員） 15名 合計 75名 関与会社 会社法・金融商品取引法監査 14社 会社法監査 6社 その他 32社 合計 52社	

以 上

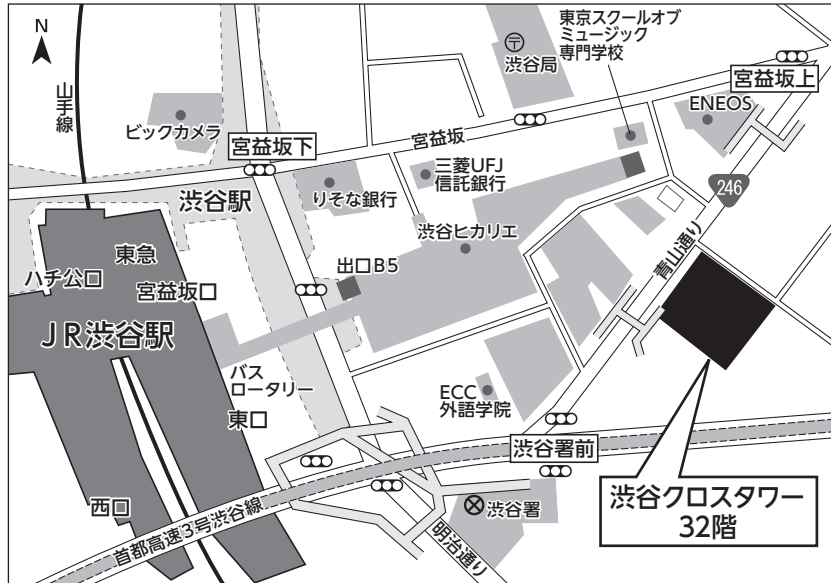
株主優待割引券
(J コンサルティングサービス、 J システム)

- ・ 本券を切り取り又はコピーして所定の事項を記載し、サービスご利用時にサービスの申込書とともに当社にご提示ください。
- ・ 株主名と優待利用会社名が異なる場合は、名義人株主が優待利用会社の代表者である場合に限り株主優待を受けることができるものとします。
- ・ 株主番号は同封の議決権行使書用紙に記載されております。
- ・ ご利用可能期間は、本券到着時から2022年6月末日までです。
- ・ その他の事項は当社ホームページでご確認ください。

株主番号		
住所		
株主名		
利用者が法人の場合	優待利用会社名	
	上記株主との関係	

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー 32階 当社会議室
TEL 03-5784-0700



交通	J R 「渋谷」 駅	東口より	徒歩約 5 分
	東京メトロ 「渋谷」 駅	B 5 番出口より	徒歩約 4 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。